

## 高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域産木材の使用を促進する一つの方策として、市内における民間の幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設において木製玩具等を導入し、その普及促進を図るため、予算の範囲内で高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、子どもの頃から木材に接する機会を創出し、その良さを体感することで、森林の大切さや木材に対する理解を深める木育を促進するとともに、地域産木材の需要を拡大させ、もって本市内の森林の適切な育成と保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域産木材 香川県産材認証制度による認証を受けている木材であつて、本市において育成されたものをいう。

(2) 木製玩具等 地域産木材を主材料として用いて製作された木育を目的とする玩具、遊具及び家具をいう。

(3) 教育・保育施設 次に掲げる施設をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び同法第35条第4項の認可を受けていない保育所

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

エ アからウまでに掲げるもののほか、未就学児を対象として特定非営利活動法人が運営する施設

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に存する民間の教育・保育施設においてその責任を有する者であつて、地域産木材を使用した木製玩具等を購入及び設置した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) この要綱の規定により過去に補助金の交付を受けたことがある者（施設類型が変更となった施設も含む。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗関連特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認めた者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、教育・保育施設に通園し、通所し又は入所する者の利用に供するため、教育・保育施設が木製玩具等を購入及び設置する事業とする。

ただし、当該年度の1月の最終営業日までに木製玩具等の納品及び実績報告に係る検査を完了する事業を対象とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る木製玩具等の購入、組立て、設置、運搬に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）（その額が20万円を超えるときは20万円）とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、交付を受けようとする補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定に当たっては、前条の規定する市長が定める期間内における申請者の先着順により行うものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第10条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事

業者」という。)は、補助事業に着手したときは高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業着手届(様式第4号)を、当該補助事業が完了したときは高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業完了届(様式第5号)を直ちに市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は、補助事業を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとするときは、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金変更交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書(様式第2号)
- (3) 変更の内容を確認することのできる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の補助事業の変更の承認をしたときは、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、第9条の規定を準用する。

4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過する日又は当該年度の1月の最終営業日のいずれか早い日まで、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業実績報告書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書(様式第10号)

- (3) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類
- (4) 補助事業により購入した木製玩具等に係る香川県産木材産地認証書の写し
- (5) 補助事業により購入した木製玩具等の完成写真、設置写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 第8条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前項の事業実績書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第8条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の事業実績書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前提の規定に減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに市長に報告するとともに、補助金の交付を受けた後においては、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付指令等）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付指令書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書の提出があったときには、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (5) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日（補助事業廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保存しておかなければならない。

(検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付申請書

年度において次のとおり補助金の交付を受けたいので、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助申請額	円
事業の目的	教育・保育施設に通園し、通所し又は入所する者の利用に供するための木製玩具等の購入及び設置
事業の内容	
着手・完了 予定年月日	着手予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
事業の効果	
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書（様式第 2 号） (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

収支予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

※ 支出の部の区分の欄及び摘要の欄には、支出の用途（木製玩具等の品名、数量など）を具体的に記載してください。

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

- 1 交付年度 年度
- 2 補助金の名称 高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金
- 3 補助金の交付予定額 円
- 4 交付条件
  - (1) この補助金は、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
  - (2) 補助事業に着手したときは高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業着手届（様式第4号）を、当該補助事業が完了したときは高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業完了届（様式第5号）を直ちに市長に提出しなければなりません。
  - (3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
    - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
    - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
    - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
  - (4) 補助事業が完了したときは、速やかに高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業実績報告書（様式第9号）を提出しなければなりません。
  - (5) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
  - (6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
  - (7) 高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

届出者 所在地

名 称

代表者

(個人にあつては、住所及び氏名)

高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業着手届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知のあつた補助事業に、次のとおり着手したので、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱第10条の規定により届けます。

補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

届出者 所在地

名 称

代表者

(個人にあつては、住所及び氏名)

高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業完了届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知のあつた補助事業が、次のとおり完了したので、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱第10条の規定により届けます。

補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地  
 名 称  
 代表者  
 （個人にあつては、住所及び氏名）

高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知のあった補助事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更後の補助申請額		円
変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更後の着手・完了予定年月日		着手年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
添付書類		(1) 変更後の事業計画書 (2) 変更後の収支予算書（様式第2号） (3) 変更の内容を確認することのできる書類 (4) その他市長が必要と認める書類

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、次のとおり決定したので、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

- 1 変更の内容
- 2 交付年度 年度
- 3 補助金の名称 高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金
- 4 変更後の補助金の交付予定額 円
- 5 交付条件
  - (1) この補助金は、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
  - (2) 補助事業に着手したときは高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業着手届（様式第4号）を、当該補助事業が完了したときは高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業完了届（様式第5号）を直ちに市長に提出しなければなりません。
  - (3) 次のアからウまでに掲げるいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
    - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
    - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
    - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
  - (4) 補助事業が完了したときは、速やかに高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業実績報告書（様式第9号）を提出しなければなりません。
  - (5) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
  - (6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
  - (7) 高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知のあった補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱第 1 1 条第 3 項の規定により申請します。

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
中止の場合の再開予定年月日	年 月 日

年 月 日

（宛先）高松市長

報告者 所在地

名 称

代表者

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知のあった補助事業について、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

補助金の額	円
着手・完了 年 月 日	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
事業の効果	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業実績書</li> <li>(2) 収支決算書（様式第10号）</li> <li>(3) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類</li> <li>(4) 補助事業により購入した木製玩具等に係る香川県産木材産地認証書の写し</li> <li>(5) 補助事業により購入及び設置した木製玩具等の完成写真、設置写真</li> <li>(6) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

収支決算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差 増 減 引 額	摘 要
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差 増 減 引 額	摘 要
	円	円	円	
計				

※ 収支予算書と対比できるように記載してください。

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった地域産木材活用木製玩具等普及事業について、次のとおり条件を付けて補助金として円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 1 2 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

報告者 所在地

名 称

代表者

（個人にあつては、住所及び氏名）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知のあつた 年度高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金について、高松市地域産木材活用木製玩具等普及事業補助金交付要綱第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額（ 年 月 日付け 第 号による確定通知額）

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3 - 2）

金 円